

中国B.M.C.会則

第1章 総則

第1条(名 称)

この会の名称を中国B.M.C.[中国Banquet Managers Conference以下「本会」という]と称す。

第2条(目 的)

本会は中国地方のホテル、料飲関係企業におけるあらゆる分野の(宴会・食堂・バー・出張宴会・外販・その他付帯事業)の情報収集、分析及びこれらの適切な会員への伝達を通じて業界の発展に努めることにより、会員の業務向上に資するとともに、業務の運営を容易にし会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条(事 業)

本会は次の諸事業を行う。

1. 料飲に関して必要な調査研究、及び講習会の実施。
2. 会員の資質向上に資する研究会の開催。
3. 会員の親睦を図るための催し。
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 組織

第4条(組 織)

本会は中国地区各県(岡山・鳥取・島根)及びその周辺のホテル料飲関係 企業を結集して組織とする。

第5条(事務局)

本会に事務局を置き、会の事務を取り扱う。事務局は会長の指定する運営委員内の1社の事務所内に置く。

第6条(運営委員)

1. 本会は正会員の互選により次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

運営委員 2名以上 (内、1社事務局)

会計 1名

2. 役員は、会長、副会長、運営委員、会計の役職を兼務してはならない。計6名以上で構成する。
3. 役員の任期については1期2年を原則とする。
4. 会長は任期満了後顧問に就任するが、必要に応じて役職を兼務することを妨げない。
5. 役員の選任については会長が副会長2名、運営委員2名以上、会計1名を任命する。
6. 次期会長の選任については、会長の任期満了3カ月前に会長が役員を召集して、副会長、運営委員、会計の6名以上で選任する。

第7条(職 務)

1. 会長は本会を代表し、例会・総会・研修会を招集し、その議長になる。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 運営委員は運営委員会を組織し重要事項を審議する。
4. 会計は本会の運営に必要な一切の会計事務を行う。

第3章 会員

第8条(会 員)

本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員
2. 特別会員(本会の正会員の所属企業の代表者)
3. 賛助会員(本会の趣旨に賛同する企業)

第9条(資 格)

本会の正会員は原則として、地区に所属するホテル、及び料飲関係の代表者及び料飲関係従事者とする。ただし特別会員・賛助会員はこの条にあらず。

第10条(入退会)

1. 本会に入会を希望するものは、正会員である推薦者と例会出席者の3分の2以上の賛同を得なければならない。
2. 本会の退会を希望する者は、その旨を会長に届けなければならない。ただし会費の残額は返却しない。

第11条(会費)

本会は目的を達成するために次の会費を徴収する。

1. 正会員は年会費として一企業につき¥30,000を一括徴収する。
2. 登録会員は、一名あたり年会費¥3,000とする。
3. 例会費は一回につき¥3,000を基本とする。
4. 特別会員は徴収しない。
5. 賛助会員は年会費として1企業につき¥10,000を一括徴収する。
6. 登録正会員の各社代表者1名については年間例会費¥12,000を一括前納とする。

第4章 会議

第12条(会議)

本会は次の会議等を設ける。なお議決に必要な賛成数は各会出席者の2分の1以上とする。

1. 総会
年一回決算月の翌月30日以内に召集し、会計報告及び役員の変更等を行う。
2. 例会
3ヵ月に一回以上会長の招集により、正会員出席のもとに月例会を開く。
3. 研修会
3ヵ月に一回以上運営委員会の招集により開く。この場合必要に応じ賛助会員も出席する。
4. 会計報告
本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日で終わる。

(付記)

この会則は、今後総会又は例会において、会長及び会員の2分の1以上の承認を得なければ変更することができない。